

台湾台北市販路開拓支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等による地産外商（米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）第2条第8号に規定する地産外商をいう。）を促進し、もって当該中小企業者等の発展及び本市の産業の活性化に資するため、新たに台湾台北市への販路の開拓又は事業の展開のための取組を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内で台湾台北市販路開拓支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の製品、サービス等について、新たに台湾台北市への販路の開拓又は事業の展開を目的として行う商談、販売促進活動等の取組とする。

2 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等又は複数の中小企業者等（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）により構成されるグループ若しくは団体（地方公共団体が出資している団体を除く。）とする。

(1) 市内に主たる事業所又は補助対象事業に係る取組の対象となる製品の生産の拠点を有していること。

(2) 次条の規定による申請の時点において、台湾台北市における自社の製品、サービス等の販路又は提供体制が確立されていないこと。

3 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表の左欄に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業者が、補助対象事業の実施について、国、他の地方公共団体その他の団体から金銭の交付を受ける場合には、当該金銭の交付の対象となる経費は、本補助金の交付の対象としない。

4 本補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付の申請は、規則第6条第1項の補助金等交付申請書により、市長が別に定める期日までに行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 台湾台北市販路開拓支援補助金事業計画書兼収支予算書（別記様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）は、原則として、前条の規定による申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、規則第9条第1項の補助金等交付決定通知書により行うものとする。

(補助対象事業の完了の期限)

第6条 交付決定を受けた補助対象事業者は、当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、補助対象事業を完了しなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 本補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 本補助金の2割を超える減額を伴う変更

(実績報告等)

第8条 交付決定を受けた補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（規則第11条第1項の規定により当該補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業が完了した日若しくは当該補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日（以下この項において「完了日等」という。）から起算して15日を経過する日又は完了日等の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項の補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 台湾台北市販路開拓支援補助金事業報告書兼収支決算書（別記様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(本補助金の交付の制限)

第9条 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者は、本補助金の交付を受けることができない。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	本補助金の額
コーディネーター等のコンサルティング料、 現地での通訳費等の委託費	補助対象経費の額（国内における取引に係る補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額を除き、補助対象経費を外貨で支払った場合において、当該補助対象経費の額を円に換算した額に1円未満の端数があるときは、その支払ごとに当該端数を切り捨てて得た額とする。以下この表において同じ。）の合計額に、2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）。ただし、15万円を限度とする。
中海・宍道湖・大山圏域市長会が企画する台湾台北市への現地視察、市場調査等を伴う一連の日程に従って実施される旅行に参加する場合の旅費（現地宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。）	補助対象経費の額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）に相当する額。ただし、5万円を限度とする。

備考

- 1 補助対象経費として算定することができる旅費は、一の補助事業者につき1人分を限度とする。
- 2 旅費のうち補助対象経費として算定することができる現地宿泊費の額は、1泊当たり19,300円を上限とする。
- 3 旅費のうち補助対象経費として算定することができる交通費（航空賃に限る。）の額は、エコノミークラスを利用した場合における航空賃の額に相当する額とする。

別記様式（第4条、第8条関係）

年度台湾台北市販路開拓支援補助金事業計画（報告）書兼収支予算（決算）書

1 申請者の概要

企業（団体）の名称 及び代表者職・氏名			
本社所在地及び米子 市内の事業所所在地			
資本又は出資金額	千円	常時従業員数 又は加入社数	人（社）
事業内容			
担当者連絡先	所属部署 氏名	電話番号	
		電子メール	

※申請者が複数の中小企業者等で構成されるグループ又は団体である場合は、「本社所在地及び米子市内の事業所所在地」欄及び「資本又は出資金額」欄の記載は、不要です。

2 補助対象事業の計画（実績）

実施目的	
対象となる自社の 製品、サービス等 の詳細	
実施内容	
取組の効果	
実施（予定）時期	年 月 日 から 年 月 日 まで

3 事業収支予算（決算）（補助対象経費に係る部分）

(1) 収入の部

収入区分・収入項目		金額	備考
米子市補助金	委託費	円	補助率1/2（1,000円未満の端数は、切り捨て）
	旅費	円	補助率10/10（1,000円未満の端数は、切り捨て）
自己負担額		円	
その他		円	
合 計		円	

(2) 支出の部

経費区分・経費項目		金額	備考
委託費		円	
旅 費	現地宿泊費	円	
	交通費	円	
合 計		円	

※収入及び支出のそれぞれの合計額は、同額となるように記載してください。

添付資料

- (1) 補助対象事業の内容（対象製品・サービス、商談、視察先等）が分かる資料等（補助対象事業の実績を確認することができる資料等）
- (2) 委託費又は旅費に係る見積書の写し等（委託業務契約書の写し、補助対象経費の支払に係る証拠書類の写し等）
- (3) グループ又は団体の概要が分かる書類（申請者が複数の中小企業者等で構成されるグループ又は団体である場合に限り、交付申請時に添付してください。）